

社会福祉法人精華町社会福祉協議会 評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第7条第7項の規定に基づき評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項について定める。

(委員会の設置)

第2条 委員会は、本会の評議員の選任及び解任を行うための機関として設置する。

(委員の構成)

第3条 委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

(委員の選任・解任及び任期)

第4条 委員の選任及び解任は、理事会において行う。

- 2 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 委員が次の各号に該当するときは、理事会の決議により解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(委員の報酬等)

第5条 委員会の委員の報酬は、これを支弁しない。ただし、委員には費用を弁償することができる。

(招集)

第6条 委員会は、理事会の決議に基づき、会長が召集する。

(議長の選任)

第7条 委員会の議長は、委員の互選とする。

(評議員候補者の推薦及び解任の提案)

第8条 評議員候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、評議員選出等の規程に基づいて、理事会が行う。

(評議員の選任)

第9条 委員会は、理事会から本会の評議員として推薦された候補者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と当法人及び役員等との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

(評議員の解任)

第10条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けたうえで審議し、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第11条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(議事録)

第12条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は次に掲げる事項を内容とする。

- (1) 委員会が開催された年月日及び場所
- (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 委員会に出席した委員の氏名
- (4) 委員会の議長の氏名

3 出席委員は、議事録に記名押印する。

(補則)

第13条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第14条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この細則は、平成29年3月1日から施行する。